

諮問番号：諮問第 3 1 8 号

答申番号：答申第 3 1 8 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県直方県土整備事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号。以下「法」という。）に基づく次の各処分（以下これらを総称して「本件各処分」という。）に対する各審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分の内容	処分の略称
法第 3 2 条第 1 項の規定による道路占用不許可処分 （令和 7 年 4 月 9 日付け「道路法第 3 2 条に基づく道路占用許可申請に対する不許可について（通知）」（以下「本件処分通知書 1」という。）をもって行われたもの）	本件処分 1
法第 2 4 条の規定による道路工事施行不承認処分 （令和 7 年 4 月 9 日付け「道路法第 2 4 条に基づく道路工事施行承認申請に対する不承認について（通知）」（以下「本件処分通知書 2」といい、本件処分通知書 1 と併せて「本件各処分通知書」という。）をもって行われたもの）	本件処分 2

※ 本件処分 1 に係る申請を以下「本件申請 1」、本件処分 2 に係る申請を以下「本件申請 2」といい、本件申請 1 と併せて「本件各申請」という。また、本件申請 1 に係る提出書類を「本件申請書 1」、本件各申請に係る提出書類を「本件各申請書」という。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 本件各審査請求の経緯

ア 処分庁から本件各申請書を A 町に提出するよう指導されたため、主要地方道（以下「本件県道」という。）と審査請求人が所有する土地（以下「自己所有地」

という。)との間に存する水路(所有者:福岡県。以下「本件新水路」といい、本件新水路に付け替える前の水路を「本件旧水路」という。)の形状の変更(開水路の暗渠化)の協議を行ったところ、次のとおり、A町から郵送で構造物を含む本件新水路の管理者(以下「本件新水路管理者」という。)はA町である旨の誤った回答があった。

(ア)「水路改修の指導方針の疑問について(回答)」

(イ)「水路改修の指導方針について再質問(回答)」

(ウ)「「所管」について質問(回答)」

そこで、誤った行政機関に本件各申請書を提出することはできないので、処分庁と協議を行ったが、A町の回答と同様であったため、処分庁に本件各申請書を提出した。

イ しかしながら、処分庁から5か月間も回答がなかったため、令和7年3月3日付けで、審査庁に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第3条の規定による不作為についての審査を求める請求書(以下「不作為に係る審査請求書」という。)、経緯を含めた証拠資料等を提出した。

ウ 審査庁が不作為に係る審査請求書を受理しているにもかかわらず、当該審査請求に係る行政不服審査法第9条第1項の規定による審理員の指名通知を発出しないまま、処分庁が本件各処分を行ったことは、審理の公平性や透明性が確保されていない。

また、本件各処分は、本件各申請から6か月後に行われたが、訂正、追加資料の要求等の指摘が一切ない中で、標準処理期間30日を超えたものであるため、違法であり、行政手続法(平成5年法律第88号)に違反している。

エ 本件各処分通知書と併せて返却された本件各申請書は、受理印や番号が記載されていないものであり、行政手続上、本件各処分通知書はどの書類と関連しているのか不明であり、受付処理違反である。

(2) 本件各処分の理由

ア 本件処分通知書1には、処分の理由として「申請のあった占用物件は、道路区域に含まれない水路構造物と一体の工作物であるが、申請者は、現時点で地方自治法第2条第2項に基づく水路管理者である〔A〕町から官有地形形状変更承認を得ていないため、許可をしないこととする。」と記載されている。

イ 本件処分通知書 2 には、処分の理由として「申請のあった承認工事は、道路法第 3 2 条第 1 項の規定に基づく占用工事を実施するにあたり、必要となる車両の乗り入れのためのものである。今回、道路法第 3 2 条第 1 項の規定に基づく占用申請が不許可となったため、承認しないこととする。」と記載されている。

(3) 本件各処分の理由に対する反論

ア 構造物を含む本件新水路が存する土地は、県が自分の亡父から道路用地として買収し、整備したものである。本件新水路は、法第 2 3 条第 1 項に規定する附帯工事の施行の手続、次の通知等に基づき、A 町に本件新水路管理の移管手続を行う必要があるところ、当該手続が未了の道路用地であることから、構造物を含めて県が管理者である。

(ア) 「「道路整備特別会計における附帯工事の事務取扱要綱」について」(昭和 54 年 3 月 1 日建設省道総発第 5 3 号建設事務次官通知)

(イ) 「公共的な用途に供される普通財産の取扱いについて」(昭和 4 3 年 3 月 25 日蔵国有第 3 9 9 号大蔵省国有財産局長通知)

(ウ) 「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」(昭和 4 8 年 1 0 月 23 日蔵理第 4 6 7 6 号大蔵省理財局長通知)

(エ) 「路線の認定・道路の区域・供用の開始 e t c . 一問一答」(国土交通省道路局路政課「道路行政セミナー 2 0 0 8 年 9 月号」1 2 ~ 1 3 頁(一般財団法人道路新産業開発機構、平成 2 0 年))

そして、道路管理者である県に対し、法第 3 2 条第 1 項に規定する本件申請 1 を行っているので、本件処分 1 の不許可処分の理由は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 条第 2 項ではなく、法の手続要件を明記すべきである。それにもかかわらず、明記されていないので、本件処分 1 は違法である。

イ 本件新水路は、平成 1 2 年 4 月 1 日に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 1 1 年法律第 8 7 号)に規定する法定外公共物の水路の要件を満たしておらず、法定外公共物に当てはまらない。

また、国が所有する本件旧水路を廃止し、法第 9 2 条第 1 項、第 9 4 条第 2 項の規定等による事務手続、A 町へ本件新水路管理の移管手続等を行う必要があったが、これらの事務処理もできていない。

なお、本件旧水路は国が所有する財産であり、本件新水路は機能を喪失した本

件旧水路を補完しているが、「道路法上の疑義について」（昭和３０年１２月２１日道関建第２３号建設省道路局長通達）の回答の１の（２）の定めに基づき、本件新水路と本件旧水路の交換はできない。

これらを踏まえると、Ａ町が本件新水路管理者になるには、本件新水路部分のみを分筆して登記した上で本件新水路管理の移管手続を行うか、又は県とＡ町との間で水路管理委託契約等を締結する必要がある。

しかし、本件新水路管理の移管手続が行われていないため、県が本件新水路管理者であることは明白である。

ウ 令和６年９月３０日付けで、Ａ町に対し、Ａ町が構造物を含めた本件新水路を所管している根拠資料の開示を求める公文書開示請求を行ったが、同年１０月１５日付けの公文書非開示決定通知書により、「①引継ぎ文書名」、「②財産の帰属又は移管文書」及び「③その他の関係する文書」のいずれも「不存在」との回答があった。

また、処分庁は、令和６年７月９日、同年８月２日及び同月２２日における協議で、本件新水路に関し、水路管理委託契約等の文書は確認できないと回答し、県からＡ町に対する引渡しもできていないと回答した。

さらに、上記（１）のＡの（ウ）の公文書には、「水路の形状変更許可の申請先は〔Ａ町〕となる。（中略）水路用地占用の協議先は福岡県」と記載されている一方、本件処分通知書１には、Ａ町から「官有地形状変更承認を得ていないため」と記載されている。このように、県及びＡ町の公文書に記載されている許可申請先が相反しているため、処分庁は整理を行う必要がある。

エ 本件処分通知書１には、処分の理由として「〔Ａ〕町から官有地形状変更承認を得ていないため」と記載されているが、処分庁による指導はＡ町の「許可」であって「承認」ではない。

また、処分庁が提出を求めていたＡ町による官有地形状変更承認書の写しは、法第３３条に規定する道路の占用の許可基準（以下「許可基準」という。）で必要な添付書類として記載されていない書類である。

さらに、本件処分通知書１には、「道路区域に含まれない水路構造物と一体の工作物」と記載されているが、そうであれば、法第３２条第１項の適用はないので、却下処分とすべきである。それにもかかわらず、Ａ町から官有地形状変更承認を

得ていないとの理由は矛盾したものである。

本来、処分庁は法第32条及び許可基準に基づいて本件処分1を行うべきであり、自分は、本件申請書1に、許可に必要な書類（法第32条に規定する書類や福岡県道路占用規則（平成12年福岡県規則第81号。以下「県規則」という。）第2条に規定する書類として、本件新水路の利害関係者である営農組合長の令和6年8月9日付け承諾書（以下「営農組合長の承諾書」という。）を添付しているのだから、法が掲げる要素以外のものを考慮した本件処分1は違法であり、取消しを求める。

また、本件処分通知書1の「地方自治法第2条第2項に基づく水路管理者である〔A〕町から官有地形状変更承認を得ていないため、許可をしない」という処分の理由は、同項に基づく水路管理者（A町）に該当する文書は、法令、通達などの文書にも該当しないため、この点でも違法である。

さらに、同条第6項は、「都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。」と規定しているところ、県とA町で許可が競合している場合は違法となり、それに基づく本件処分1も違法である。

オ 本件処分2は、上記エのとおり、本件処分1の処分の理由が不明確であるため、違法である。

カ 処分庁は、令和6年度にA町B地区及びC地区で本件各処分と同様の処分を行っている。そこで、次の2点について、審理員に対し、処分庁又はA町に文書の提出又は回答を求めるよう申し立てる。

(ア) 処分庁に対し、当該2地区に関する法第24条の規定による道路工事施行承認申請及び法第32条第1項の規定による道路占用許可申請に係る決裁文書並びにA町による官有地形状変更承認を得ている旨の文書の提出を求める。

もし、処分庁に法第32条第1項の規定による道路占用許可申請に係る決裁文書がなければ、A町に対し、官有地形状変更承認申請書の許可に係る決裁文書の提出を求める。他の官有地形状変更承認申請で、A町がこれを承認する決裁をしていることが判明すれば、違法行為となる。

(イ) 処分庁は、令和7年度にA町C地区において、本件県道に隣接する県が管理する水路で軽微な修繕工事を発注している。

このことについて、処分庁に対し、当該修繕工事はどのような管理内容であるか回答を求める。

キ 本件各処分によって、自己所有地で予定していた令和6年8月から9月までの出入口の工事ができなくなり、施工業者に工事中止を依頼した。また、本件各申請書を提出しても、処分庁から6か月間も回答がないことから、別の施工業者に対する工事中止の依頼を余儀なくされた。このように、自己所有地の有効利用を行おうとしても、必要な出入口ができないことから、法的権利の侵害や不利益を受けた。

また、自己所有地は事業用定期借地契約として利用することとしており、令和6年11月7日、D社から事業用定期借地契約の申入れがあったが、同契約の締結を進めることができない状況となり、不利益を受けた。その後、当初予定していた賃料よりも低額で、E社と同契約を締結することができたが、一部賃料の利益を失った。

A町が、上記(1)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の公文書を審査請求人に郵送したことで問題が発生し、令和6年5月8日に行った処分庁との協議から約1年3か月の日数を要していることから、自己所有地の有効利用に大きく影響した結果となったことは明白である。

ク 上記アからキまでの問題が発覚し、道路用地である本件新水路管理の移管手続の未了問題、本件処分通知書1と上記(1)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の公文書の不整合の問題等が整理されないまま、本件各処分が行われているため、審理員意見書、福岡県行政不服審査会の答申及び審査庁の裁決書は、整理された内容を含めた回答を求める。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分1について、本件県道から自己所有地までの車両の乗り入れ部（以下「本件乗り入れ部」という。）新設に当たり、利害関係者である本件新水路管理者A町の同意書の提出を求めたが、審査請求人が同意書の提出を行わなかったことが認められる。

また、本件処分2については、本件申請1が不許可であること、本件申請2のみ承認したとしても、現実には、乗り入れ部設置工事の施工完了が困難であること、本件県道の転落防止柵が撤去され、道路管理上の支障となることから、不承認としたこと

が認められる。

以上により、審査請求人に対する処分は、法令等に則って適正に行われたもので、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件各審査請求の争点は、本件申請1を不許可及び本件申請2を不承認とした処分庁の判断に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 本件各処分の違法又は不当性について

(1) 本件処分1について

法第32条第1項の許可を受けようとする者は、県規則第2条第1項第7号の規定により、占有が隣接の土地の占有者と利害関係があると認められる場合には、当該土地の占有者の同意書を提出しなければならない旨を定めている。

処分庁は、当該規定に基づき、本件乗り入れ部設置に当たっては、本件新水路の管理に支障を及ぼすおそれがあるため、審査請求人に対し、利害関係者である本件新水路管理者A町の同意書の提出を求めたものと認められる。そして、複数回にわたって、A町と協議を行った上で、同意書を提出するよう求めたにもかかわらず、審査請求人はこれに応じていない。

したがって、審査請求人が本件申請1に必要な書類を提出していない以上、本件申請1は「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」であることから、処分庁は、審査請求人がA町の同意書を提出しない意向を明らかにした時点で却下処分とすべきところ、本件申請1の審査に慎重を期して棄却処分としたことが認められる。

なお、審査請求人は、本件新水路管理者が県であることを前提に、営農組合長の承諾書を提出しているため、本件処分1は違法である旨主張している。

しかしながら、本件新水路管理者はA町であり、A町は官有地形状変更承認申請書の提出を、本件県道管理者である処分庁は、県規則第2条第1項第7号の同意書に相当するものとして、A町の官有地形状変更承認書の写しを添付するよう求めている。すなわち、営農組合長の承諾書は、A町に提出する官有地形状変更承認申請書の記載要領欄で提出を求められているもので、本件申請1に当たって提出が求め

られているA町の官有地形状変更承認書の写しとは全く別の書類であることから、当該主張は失当と言わざるを得ない。

また、処分庁が提出を求めていたA町による官有地形状変更承認書の写しは、許可基準で必要な添付書類として記載されていないものであるから、法第32条及び許可基準に基づいて本件処分1を行うべきである旨主張しているが、当該主張も失当と言わざるを得ない。

なぜなら、処分庁は、道路の占用の許可に当たっては、法第33条の規定だけでなく、県規則の規定にも従う必要があるためである。

なお、県規則は、地方自治法第15条第1項に規定する規則に該当し、「規則も条例と同様に、普通地方公共団体の法規ではあるが、それは広い意味における国法の一部を形成するもの」（佐藤文俊著「逐条地方自治法」193頁（学陽書房、令和7年）。以下「逐条地方自治法」という。）と解されている。

(2) 本件処分2について

法第24条の規定による道路工事施行承認に当たっては、「道路管理者としての観点からの考慮をせず、道路管理上の理由とは関連のない事情を理由として承認又は不承認とすることは裁量の逸脱に当たると解され、また当該工事を行う必要性、その設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に考慮しても、道路の管理上、何ら当該申請を拒絶すべき理由が存しないにも関わらず、これを不承認とすることは裁量の濫用に当たると解され、許されないものである」（宇都宮地方裁判所平成20年3月26日判決参照）と解されている。

処分庁は、本件申請1が不許可であること、また、処分庁が本件申請2のみを承認したとしても、現実には本件乗り入れ部設置工事の施工が完了することは困難であること、本件県道の転落防止柵が一部撤去され、歩行者が歩道から本件新水路に転落するおそれが生じる等道路管理上の支障となることから、本件申請2を不承認としたことが認められる。

したがって、本件処分2は、道路管理上の理由とは関連のない事情を理由として不承認とするものでなく、また、道路管理上、本件申請2を拒絶すべき理由が存しないにもかかわらず、不承認とするものでもないことから、本件処分2に裁量の濫用はなく、違法又は不当な点は認められない。

(3) 小括

したがって、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

2 本件新水路管理者について

審査請求人は、A町への本件新水路管理の移管手続等を行っていないため、A町でなく県が本件新水路管理者である旨主張している。

しかしながら、地方自治法第2条「第2項の規定は、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした」（逐条地方自治法31頁）ものであり、また、河川、用排水路等の設置、管理等を地方公共団体の事務として掲げたのは、これらの施設の利用、管理が地域住民の生活と密接な関係を有することに鑑み、当該地域住民に最も近い関係にある地方公共団体の事務とすることが適当であるとの考慮に出たものと解される（最高裁判所第一小法廷昭和59年11月29日判決参照）。

当該判決を踏まえると、本件新水路管理者は、地域住民に最も近い関係にある地方公共団体たるA町であることは明らかである。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、審査請求人は、地方自治法第2条第6項の規定により、県とA町で許可が競合している場合は違法となる旨主張しているが、同項の「競合」とは、「市町村及び都道府県が相互に同一内容の事務を重複して処理することにより非能率不経済な事態の生じることをいう。」（逐条地方自治法38頁）と解されているところ、本件新水路の利用、管理等に係る事務に関し、県とA町との間でかかる事態は生じておらず、審査請求人の主張は前提を欠いており採用することができない。

3 本件旧水路所有権の移管について

審査請求人は、本件旧水路所有権の国から県への移管の手続が取られていない旨主張しているが、当該手続の有無は、本件各処分の違法性又は不当性の判断を左右するものではない。

4 本件各申請の処理期間について

審査請求人は、本件各申請に係る標準処理期間は30日であることから、本件各申請から6か月後に本件各処分を行ったことは、行政手続法違反である旨を主張している。

しかしながら、「不備な申請は、「通常の態様の申請」とみられないことから、「通常要すべき標準的な期間」の解釈として、標準処理期間には、申請を補正するために

要する期間は含まれていない」(総務庁行政管理局編「逐条解説 行政手続法〔増補〕」102頁(ぎょうせい、平成6年))と解されており、本件各処分が標準処理期間を徒過したものであるから違法である旨の当該主張は失当と言わざるを得ない。

5 審理員に対する処分庁等が所有する文書の提出等の求めについて

審査請求人は、審理員に対し、処分庁又はA町が所有する文書の提出等を求めるよう申し立てているが、これらの文書等は本件各処分の違法性又は不当性の判断を左右するものではない。

6 その他

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

7 付言

本件処分1に係る事案は、処分庁が審査請求人に対し、再三にわたって本件申請1に必要な書類である、A町の官有地形状変更承認書の写しを添付するよう補正を求めたにもかかわらず、審査請求人がこれに従わないまま、本件申請1を行ったものであるから、処分庁は、行政手続法第7条に規定する「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」として、本件申請1を拒否すべきであったものと言わざるを得ない。

ついては、今後、同様の申請の事務処理に当たっては、徒に申請の処理期間を延長するのではなく、同条の規定に則って速やかに申請者に対し相当の期間を定めて補正を求めた上で、当該補正に従わない場合は却下するよう、改善を求める。

第4 調査審議の経過

令和8年4月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年6月16日、令和8年7月21日及び令和8年8月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件において、審査請求人は、当審査会宛に、令和8年4月26日付けで意見書を、令和8年8月1日付けで上申書兼意見書を提出している。

よって、当審査会は、これまで提出された事件資料に、上記の主張を含めて、以下検討する。

1 本件処分1について

(1) 法令等の規定について

法第33条第1項は、「道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項（中略）の許可を与えることができる。」と規定している。

そして、道路占用許可の基準として、法第33条第1項のほか、次の3つの原則を十分に考慮しなければならないとされている（改訂5版道路法解説（道路法研究会編著、大成出版社、平成29年。以下「道路法解説」という。）313頁）。

ア 公共性の原則 （前略）特定人の営利目的のため公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、また、道路の占用相互間においては、公共性の高いものを優先させるべきである。

イ 計画性の原則 占用は、将来の道路計画はもちろんのこと、都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。

ウ 安全性の原則 （前略）施行令に（中略）規定されていない事項についても、道路の構造保全及び安全かつ円滑な交通の確保の面から、慎重な審査を行うべきである。特に、交通の安全を阻害する占用は、厳に排除すべきである。

また、法第32条第1項の許可を受けようとする者は、県規則第2条第1項第7号の規定により、占用が隣接の土地の占用者と利害関係があると認められる場合には、当該土地の占用者の同意書を提出しなければならない旨が定められている。

(2) 本件処分の違法性又は不当性

処分庁は、当該規定に基づき、本件乗り入れ部設置に当たっては、本件新水路の管理に支障を及ぼすおそれがあるため、審査請求人に対し、利害関係者である本件新水路管理者A町の同意書の提出を求めたものと認められる。そして、複数回にわたって、A町と協議を行った上で、同意書を提出するよう求めたにもかかわらず、審査請求人はこれに応じていない。

よって、処分庁が、本件申請1の時点で、A町との協議又は調整が調っていない

と判断し、道路占用許可の基準に定める計画性の原則及び安全性の原則に該当しないこと等から、本件処分１を行ったことについて、違法又は不当な点は見当たらない。

２ 本件処分２について

(1) 法令等の規定について

法第２４条は、道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる旨が規定されている。

そして、この「承認」は、道路管理者の広範な裁量に属するものと解され、道路管理者は、その工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行うことができると解されている（道路法解説１６８頁）。

また、法第２４条の規定による道路工事施行承認に当たっては、「道路管理者としての観点からの考慮をせず、道路管理上の理由とは関連のない事情を理由として承認又は不承認とすることは裁量の逸脱に当たると解され、また当該工事を行う必要性、その設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に考慮しても、道路の管理上、何ら当該申請を拒絶すべき理由が存しないにも関わらず、これを不承認とすることは裁量の濫用に当たると解され、許されないものである」と解されている。

(2) 本件処分の違法性又は不当性

処分庁は、本件申請１が不許可であること、また、処分庁が本件申請２のみを承認したとしても、現実には本件乗り入れ部設置工事の施工が完了することは困難であること、本件県道の転落防止柵が一部撤去され、歩行者が歩道から本件新水路に転落するおそれが生じる等道路管理上の支障となることから、本件申請２を不承認としたことが認められる。

したがって、本件処分２は、道路管理上の理由とは関連のない事情を理由として不承認とするものでなく、また、道路管理上、本件申請２を拒絶すべき理由が存しないにもかかわらず、不承認とするものでもないことから、本件処分２に裁量の濫用はなく、違法又は不当な点は認められない。

３ その他の主張について

(1) 本件新水路管理者について

審査請求人は、A町への本件新水路管理の移管手続等を行っていないため、A町でなく県が本件新水路管理者である旨主張している。

しかしながら、地方自治法第2条「第2項の規定は、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした」（逐条地方自治法31頁）ものであり、また、河川、用排水路等の設置、管理等を地方公共団体の事務として掲げたのは、これらの施設の利用、管理が地域住民の生活と密接な関係を有することに鑑み、当該地域住民に最も近い関係にある地方公共団体の事務とすることが適当であるとの考慮に出たものと解される。

以上の考えを踏まえると、本件新水路管理者は、地域住民に最も近い関係にある地方公共団体たるA町であることは明らかであり、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 本件旧水路所有権の移管について

審査請求人は、本件旧水路所有権の国から県への移管の手続が取られていない旨主張しているが、当該手続の有無は、本件各処分の違法性又は不当性の判断を左右するものではない。

4 その他

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

5 結論

以上のことから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委 員 大 脇 成 昭

委 員 平 岩 みゆき

委 員 吉 岡 秀 樹